解散公告

当社は、平成二十三年五月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月一日

熊本県玉名市寺田一七一番地三

有限会社あべ健商店

清算人　阿部　健次

解散公告

当社は、平成二十三年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月一日

鹿児島県霧島市牧園町万膳二九七〇番地

みやまコンクリートサービス株式会社

代表清算人　溝江　弘明

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月十八日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月一日

北海道札幌市中央区南四条西一〇丁目一〇一〇番地　財団法人北海道ハンセン病協会

代表清算人　立野太刀雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月二十四日開催の社員総会の決議により同日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月一日

仙台市青葉区川平三丁目六番二六号

特定非営利活動法人せんだいプチファーム

清算人　佐藤　信夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月一日

神奈川県海老名市国分北一丁目一三番八号

特定非営利活動法人海老名ミニディサービス折り鶴の家　清算人　大森　甫

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間満了により平成二十三年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月一日

大阪市中央区石町二丁目一番七号

財団法人淀川水源地域対策基金

代表清算人　宮井　宏

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年六月三十日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月一日

兵庫県淡路市浦一〇四六番地

財団法人井植愛郷会

清算人　井植　敏

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月一日

沖縄県石垣市字白保二九番地

農事組合法人平久保牧野組合

代表清算人　立田　博久

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二十三日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月一日

札幌市中央区北一条西二丁目二番地

社団法人北海道東京ビジネス支援協会

清算人　菊嶋　明廣

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二十五日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月一日

山口県山口市旭通り二丁目九番一九号

社団法人山口県雇用開発協会

代表清算人　上原　祐輝

解散公告（第三回）

当基金は平成二十三年六月一日、厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月一日

東京都豊島区東池袋一丁目二一番一一号

オーク池袋ビル五階　星光堂企業年金基金

清算人　亀井　二朗

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月一日

神奈川県厚木市関口三九〇番地

財団法人若葉会

代表清算人　鈴木　弘子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月二十四日開催の社員総会の決議により、平成二十三年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月十七日）の翌日から本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月一日

名古屋市中区正木三丁目二番七〇号

社団法人愛知県石油業従業員退職金共済会

代表清算人　土川　保夫

第二十三期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	四一一、二三九
固定資産	四六、〇八二
合計	四五七、三二一
負債及び純資産の部	
流動負債	三六七、八〇一
株主資本	八九、五二〇
資本金	三八、〇〇〇
利益剰余金	五一、五二〇
その他利益剰余金	五一、五二〇
（うち当期純利益）	（七、一四八）
合計	四五七、三二一

平成二十三年六月二十一日

東京都中央区晴海一丁目八番一二号

株式会社晴海コーポレーション

債務引受に係るお知らせ

東日本高速道路株式会社第7回社債の債権者各位

東日本高速道路株式会社第7回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）につきましては、平成二十三年六月三十日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、東日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

平成二十三年七月一日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理　事　長　勢山　廣直

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

東日本高速道路株式会社

代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄